

TRB) の中のアクセシビリティ委員会の中である。

3) 神奈川県リハビリテーションセンターの研究プロジェクト：藤井さんの調整で、土木学会のメンバー10名程度も参加し、5年間の技術・研究の議論を重ねた。

(3) 財団との協力関係と「福祉のまちづくり推進」：運輸政策機構・交通エコロジーモビリティ財団、国土技術研究センターなどの財団の支援や協力関係で障害者・高齢者研究と実施がしてきた。

●交通計画・まちづくりの分野から2

(当日の発表要旨)

三星 昭宏（関西福祉科学大学）

縦割りの問題

今まででは、土木建築の学生に、私なりに勉強した福祉の内容を中心に教えていたが、これから全く逆で、福祉の大学に移り、福祉の学生さんにまちづくりを教えることになった。福祉大学であるが「福祉のまちづくり」という言葉が出てこない。全国的にも同じ状況と思う。縦割り問題がそこにあり、我々の研究にも影響している。今日はその問題提起と土木分野の発展についてお話しする。

技術は合目的学

そもそも工学や技術は合目的学といえるが、土木工学は最もその性格の強い中核分野である。つまり福祉のまちづくりは現代における強い社会課題であり、それに関する環境課題は土木工学が担うべき重要課題である。明治からのわが国的主要課題は富国強兵と近代化であり、戦後は復興と高度成長が課題だった。具体的には、鉄道、電気、港湾、道路などの整備が社会基盤整備の中心課題で、近年人々の生活の質を高める環境作りと、生活者の目線による地域作り・国作りといった21世紀型の課題に対応することが中心課題になってきた。

土木の体質を変える重要な日本福祉のまちづくり学会

環境、資源、維持管理、生活などの視点を中心とした国土をつくることが我々の仕事で、福祉のまちづくりの分野は元来土木学会が先鞭をつけてゆく分野である。土木分野は総合学であるから、個別学が発展する。多くの分野の研究ルーツを土木系においている。福祉のまちづくり分野も今後総合学たる土木の重要な分野として発展しつつ、同時に学際分野として独自の発展をとげてゆく。福祉のまちづくりは、土木自身の発展と独自の学際的発展という二つの視点が重要である。

縦割りと横糸

我々自身にもその影響のある行政の縦割りに端を発する学会の縦割り、学部の縦割りがある。障害当事者は福祉、土木、建築などの分野区別など全く意味をもたないが、行政、研究は縦割りで沢山の隙間ができる。行政委員会では、まちづくりで共通の話がなかなかできない。とくに医療、保健、教育などお互いの分野の垣根をこえる発言がなかなかない。例えば、バリアフリー法の円滑化基本構想に医療、PT、OTなどの関係者が全く参加していない。これは大変おかしな話で、現にどの市の基本構想もこれらの方々の視点が入っていないため丁寧なバリアフリーができていない原因になっている。そのもとに、バリアフリー法に厚生労働省が事業としてかかわる仕組みが入っていないこと。福祉のまちづくり学会は縦糸に対して横糸を通す役目があるわけで、それはこれからの大きな仕事だと思う。

●福祉のまちづくり：住宅はどう変わってきたか

吉瀬 敏（静岡文化芸術大学）

戦前には都会の住まいは借家が主流だった。戦後は自分で家を建てるのを推奨し、これが高度経済成長のカギとなった。1966年から2005年まで、8期にわたった住宅建設5カ年計画がそれを当然の前提にした。公的供給は公営住宅と公団住宅（都市再生機構）が担った。

身体障害者と高齢者向けの住宅施策では、車い

す障害者特定目的公営住宅があったが、高齢者は家族と同居との思い込みから対応が遅れた。1987年からはライフサポートアドバイザーを伴ったシルバーハウジング、そして高嶺の花となったシニア住宅（たとえばボナージュ横浜、1995年）といった限られた対応のみ。

いっぽうで、一般解としての高齢対応住宅はプロジェクトを経て、長寿社会対応住宅設計指針（案）として1991年と1992年に提案された（公共集合と戸建て）。1995年に建設省から局長・課長通達として「指針」が公表され、1996年には住宅金融公庫の融資基準に反映された（低利と割増で高齢対応、省エネルギー、高耐久に誘導）。

阪神淡路大震災の後の復興住宅（共同、賃貸）では高齢者を追い出さない住宅が目指された。浴室ユニットの段差解消がなされ、民間マンションもそれに追随したので一気に水準が上がった。

2000年には住宅性能表示制度で「高齢者等への配慮」が導入され、2001年には民間による高齢者向け優良賃貸住宅の導入（高齢者の居住安定確保に関する法律）を狙ったが、現実は厳しく、なかなか戸数は増えなかった。

2006年には、住宅建設5ヵ年計画の廃止に伴い、住政策の基本を定める住生活基本法ができた。耐震化などは国全体の目標、高齢・母子家庭対応などは自治体ごとの実情に応じて。2007年には住宅金融公庫が廃止され、住宅金融支援機構が発足。利子補給という長年続いてきた仕組みは事実上消滅した。

2011年には高齢者居住安定確保法の改正がなされて高齢者住まい法となる。高齢者向け賃貸の積極的誘導策として、サービス付き高齢者向け住宅制度が導入された。

住宅のあるべき姿は未だに積み残されている。ユニバーサルデザイン、つまり生まれてから死ぬまでずっと住み続けられる住宅でなければならない、という基本理念はまだ市民権を得ていない。障害者は（個別対応の難しさもあって）もっと無視されている。

災害時の避難所は緊急事態であるとしても、仮

設住宅についての阪神・淡路大震災の教訓は部分的にしか理解されていなかった（部分的高齢対応）。災害復興住宅はきちんとできるだろうか。

そもそも住宅を確保するのは個人の努力という発想自体が問題ではないか。よく使われる「住宅・社会資本」という表現は、住宅は社会資本とは捉えられていないことをいみじくも示しているが、今や住宅は100年経たないと建て替えられないかもしれない時代になっている。住まうべき場所の確保は本来的に国の責務である。

● 「福祉のまちづくりの発祥から今日まで」

—建築から—

田中直人（摂南大学）

はじめは障害者のためのまちづくり運動からはじまった福祉のまちづくりは、街の点検活動からガイドマップやガイドブックづくりが登場し、行政に要求するまちづくりのパターンから行政と協働する市民活動へ発展した。各地で建築物の整備要綱等が策定され、バリアフリー整備の全国展開が図られた。最近では福祉のまちづくりの建築基準づくりとして、大多数の都道府県・指定都市などで条例を制定している。

地方自治体での動きもあり、国による福祉のまちづくりに関連する多くの事業が展開された。

その中心をなしたのが建築物に対するバリアフリーであり、具体的な整備手法を示した。それらの法的整備として具体化したものが、地方自治体における条例であり、国による「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」であった。これらは、2006年（平成18）には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）となった。

福祉のまちづくりとしての面的な整備モデルにつながったものとして、博覧会による福祉のまちづくりの推進に着目したい。特に1981年国際障害